

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 2 0 3 回 相模原市都市計画審議会				
事務局 (担当課)		まちづくり計画部 都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通)				
開催日時		平成 2 8 年 8 月 2 2 日 (月) 午後 2 時 ~ 午後 4 時 1 5 分				
開催場所		市役所本庁舎 第 2 別館 3 階 第 3 委員会室				
出席者	委員	1 3 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	1 9 人 (都市建設局長、まちづくり計画部長、都市計画課長、街づくり支援課長、他 1 5 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
会議次第		(1) 議案 1 号 相模原市都市計画マスタープランの一部改定版 (広域交流拠点編) の策定について (2) 町田市との行政境界の変更等に伴う都市計画の変更について 議案 2 号 相模原都市計画区域の変更 (神奈川県指定) について 議案 3 号 相模原都市計画区域区分の変更について 議案 4 号 相模原都市計画用途地域の変更について 議案 5 号 相模原都市計画防火地域及び準防火地域の変更について 議案 6 号 相模原都市計画道路の変更について 議案 7 号 相模原都市計画下水道 (第 1 号公共下水道) の変更 について (3) 議案 8 号 景観重要公共施設の指定に伴う景観計画 の変更案について				

審 議 経 過

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。

主な内容は次のとおり。(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局の発言)

(1) 議案 1 号 相模原市都市計画マスタープランの一部改定版(広域交流拠点編) の策定について

6 月 1 5 日からパブリックコメントを実施したとのことだが、前回の審議会の意見を反映させた計画(案) を使用したのか。

パブリックコメントでは、計画(案) の 6 ページに平成 2 8 年 3 月の「広域交流拠点整備計画について(検討委員会答申)」までの検討経過を追記したもので実施した。本審議会でお示ししているのは、その後、パブリックコメントや、市民説明会等の実施も追記したものを案としている。

今回の市民説明会は「都市計画マスタープランの一部改定」、「総合都市交通計画の一部改定」、「広域交流拠点整備計画の策定」の 3 つの計画が一緒になったもので、何のためのどういう説明会なのかという主旨がわかりにくかったという意見を耳にした。都市計画法でマスタープランを策定する際に規定されている手続き上のパブリックコメントと市民説明会という理解でよいか。

今回のパブリックコメントとその期間中に開催した市民説明会は、マスタープランを策定する際の、都市計画法(第 1 8 条の 2) に規定される「住民の意見を反映させるために必要な措置」として実施したものである。

今回の説明会の位置づけが、都市計画法に規定されたものであるならば、その位置づけについてもっと明確にわかりやすく示す配慮が必要であったと考えるがいかがか。また、説明会の回数について、緑区、中央区、南区及び津久井地域を対象に少なくとも 4 回は開催するべきであったと考えるがいかがか。

今回の説明会は、「都市計画マスタープランの一部改定」と、関連する「総合都市交通計画の一部改定」と「広域交流拠点整備計画の策定」について行ったものだが、3 つの計画全て、広域交流拠点の整備方針に係る改定や策定であるため、それぞれ分けて、別の説明会を開催するよりも、分かりやすく計画の内容の説明をするとともに、これからの整備に関する部分も具体的に説明するために、横断的な説明会を開催した。また、説明会の回数については、全市を対象として市民会館で行うとともに、橋本地区が広域交流拠点の一つであることを考慮し、橋本地区においても開催した。いずれにしても、これからも計画についての説明を求める声があれば、機会を設け、説明していきたいと考えている。

総合計画とも連携し、まちづくりにおける各部門別計画の上位計画である都市計画マスタープランの変更であるということ、また広域交流拠点という重要な内容で

あることを踏まえると、なるべく多くの方が説明会に参加しやすいように、参加する市民の意向に沿って、説明会も開催されるべきだと考える。参加する側にとって、説明会の位置付けがはっきりと分かるようにするのが大事なことであると思うがどうか。

前回からそのような議論が行われている。特に今回改定する部分はリニア中央新幹線の神奈川県駅設置や相模総合補給廠の一部返還に関することなど特定の部分である。前回から追加した検討経過でも分かるように、広域交流拠点の中身については、これまでも市民に説明等がされてきたということで、広域交流拠点の検討委員会の傍聴などには、関心のある市民の方が、毎回来られているように感じている。今回は、具体的な整備そのものではなく、その考え方を位置づける都市計画マスタープランを、一部先行的に改定したいというものである。数年後には全面改定が控えており、その際には多くの市民の方々に参加いただくプロセスを前提として、しっかりやっていただけのものと考えている。今回は、全面改定の前に、リニア中央新幹線の神奈川県駅設置や相模総合補給廠の一部返還の2つの内容について、計画に位置づける必要があり、その改定の中でも、プロセスについては出来る限りのことをやるということで行った説明会だと理解している。そういった中で、位置付けについては、一定程度理解できるように組み立ててこられたと感じている。

説明会では、前回の審議会でも説明させていただいた内容を基に細かく説明をしており、内容については網羅した形で説明させていただいたと考えている。

例えば市議会の議員の方であるとか、広域交流拠点の基本計画の段階から参加されている検討委員会の方や、傍聴によく来られている方などには、理解されている方もいると思うが、今回の説明会で2回目の杜のホールに集まった方々の意見を聞くと、市には、説明会で聞けなかったことについて別に意見交換の日を設けていただいたということでしたが、南区も含めて、広域交流拠点計画の中身について、有識者の理解もまだまだだと感じている。やはりいろんな意見があるという状況だと思うので、それらも踏まえて、費用面・財政面も含めてまだ完全に固まったものではないと思うので、丁寧な説明をその時期、その時期にお願いしたい。

また、内容について、今回の都市計画マスタープランの一部改定の内容に、リニアの駅が決定した場所が入ることは異論ないし、総合補給廠の一部返還の状況について記載することは理解できるが、相模原市総合計画の後期実施計画がまだ示されていない中で、それ以外の内容の加筆部分がかかなりあると感じており、これらが後期実施計画の内容、それを通して総合計画のほうに、逆に影響を与えることが、総合計画を否定していくということになるのではないかと思うが、どう整理されているとお考えか。

何か具体的に、悪影響を与えてしまうというような想定はありますか。

橋本駅周辺と相模原駅周辺に関する部分について、新たに書き加えられることによって、より具体的な駅周辺の土地利用について、規定が加わるイメージを持つがどうか。

ここで追加させていただいた記述については、これまでの経過にもあるように、広域交流拠点基本計画など、これまでに策定した計画のなかに実際に書いてある内容を追記したのですが、これら既存の計画を作る際にも市民の皆様からパブリックコメント等を通じてご意見をいただいております、そういったプロセスを経て策定したのから、今回の都市計画マスタープランの中に反映させていただいているということである。上位計画を飛び越えた内容ではないと考えている。

後期実施計画が出てくる前にこういう形の改定があるということが気にかかる。後期実施計画、総合計画に影響を与えることが悪いと言いたい訳ではなく、都市計画マスタープランの改定の条件として、人口動態・駅利用者の見込み等、これらの条件が平成22年の策定時と異なっているはずなので、その辺りをよく分析し、その議論を広く行ったうえでの改定であるべきではないのかという懸念がある、という点が私の意見である。

図面に関して確認を行いたいのだが、一部改定版(案)の4ページの相模原駅周辺の航空写真を基図とした図面と、5ページの広域交流拠点の都市づくり方針図で相模原総合補給廠の返還地部分の表現に違いがあるが、その意図はどのようなものか。

4ページの図面の約35haの共同使用区域については、10haと25haに色分けをしているが、10haの部分については、相模原市が専用的に利用する区域であり、25haは利用にあたって、米軍とその方法や手続きについての協議を行ったうえで共同で利用する区域というものである。これを両方あわせて、共同使用区域としており、いつ10ha以外の部分を使わせていただくかという点は今後の調整によって決めていくものである。その現状が分かるように左側の図は表しており、右側はこれからの土地利用の方針図として表している。

今の説明であった4ページのオレンジ部分の色分けの主旨について図面中に表記があるか。

5ページの図面については、方針図であるので、将来的には35haの区域は一体的な利用を図りたいという意図のために、まとめて表記を行ったものであるが、この表記が適切であるかどうか、審議をいただきたく思う。

3ページと4ページで写真は3枚あるが、これは図のタイトル等も付いていないので、何か新しいものを提案するものではなく、理解を深めるためにつけたものだと理解した。その為、見る側に理解を任せている面もあるので、これはこのままに

して、これから図題をつけるなど具体的にしていくのは避けたほうが良いと考えるが、いかがか。

それでは、4ページの図面について、黄色と緑に色を分けせずに共同使用として一色で表現した方が良いと考えるが、いかがか。

既に10haの共同使用区域については、スポーツ・レクリエーションや防災活動の場として利用することとして、この部分を将来公園としての告示を行うことについて議決しており、市民の方々には理解が深まっているものと考えている。そのため、この共同使用の10ha部分の色分けを無くしてしまうと、後戻りしたと捉えられかねないため、分かりやすくするために色分けを残すほうが望ましいと考える。

そうであれば、5ページの方針図でも色分けまではしなくとも、点線等を入れるなどの方法で10haと25haの区域を分けて示すべきではないか。

5ページの方針図では、土地利用を検討する地区とされているが、検討の程度が違うということかと思う。そういった表現はできないか。

5ページの方針図で、点線等で区域を示すように修正する。

4ページの10haと25haの区域の色分けについて、図中に注釈等を入れることは可能か。

4ページの図面については、図中に注釈を入れるように修正する。

(2) 町田市との行政境界の変更等に伴う都市計画の変更について

議案2号から議案7号までは関連議案であるため、事務局から一括して説明を行った。

地権者の反対があるため変更を行わない区域があるとのことだが、反対される主な理由と、反対している地権者は何名ほどいるのか。

反対される主な理由としては、長年住んでいて不自由を感じられない、建築条件が変わるため同等規模の建替えが困難になる等があった。また、関係権利者49名のうち35名から賛成をいただいた。

○ 同意が得られなかった区域については、行政境界変更は行うが、実際に手続を取らないため住居表示の変更はしないということになるのか。

関係権利者全員の同意を得た飛び地について行政境界変更を行っており、同意が得られなかった飛び地については行政境界変更を行わないものである。

行政境界の変更をしても建ぺい率や容積率は問題ないものと思うが、その他にはどのような制限がかかるのか。

今回の変更により制限が変更になる建物がいくつかあり、建ぺい率、容積率、用途の制限については、変更後の基準にも適合していることを確認している。また、

町田市の一部には、120㎡の最低敷地面積の制限があり、今回、町田市に移る予定の区域に、これを下回る建物が1軒あるが、この建物については、現在の敷地のままであれば、建て替えは可能と町田市より聞いている。なお、新たに町田市に移る予定の区域に、準防火地域、高度地区が新たに指定される建物がおり、これらの規定への適合性は個別調査を行わないと不明であるが、新たに建て替えや増築等を行うまでは支障はない。

これまで行政界変更が行われなかった区域は今後どのように取り扱うのか。

今後、時期を改めて、同意を得られなかった区域についても意向調査を行っていきたいと考えている。

(3) 議案8号 景観重要公共施設の指定に伴う景観計画の変更案について

ダークブラウンという色彩が景観上背景に馴染むということは理解できるが、市役所前通りには交通事故が多い交差点があることもあり、道路交通安全上問題がないか懸念がある。交通安全の面で、道路管理者との協議はどのようになっているか。

道路管理者は市だが、担当課との協議は済んでいる。安全上の懸念について今回の景観計画の変更の中では、2-7-4ページにある(2)「整備に関する事項」のなかで、「ただし、視認性の確保等が必要となる施設については、協議によるものとする。」との文面を入れており、視認性が必要になるものについては真白ではなく少しトーンを落とした色を用いることなどにより、安全の確保も図るものと考えている。

交差点の車止めについて、イメージ画像にあるように先端の赤い反射板のように見える部分は、従来どおり夜間に光るのか。また警察との協議は済んでいるのか。

車止めの仕様については、今後、道路管理者である市が定めていくものであるが、今回の変更では、従来からある反射板を無くす意図はないので、従来どおりと捉えている。また、警察との協議は完了しているが、その協議の中でダークブラウンという色彩は神奈川県だけにとどまらず全国各地で使われている色彩のため、その色彩だけが問題ではなく、交通事故対策としては、車止めが必要にならないような交差点の形状なども含めて考えなければならぬと警察は認識しているようだ。

車止めなどの視認性が必要な場合は協議を行うなども重要とは思いますが、ダークブラウンのポール等を用いるのは、後々、危険だという声が生じてくるだろうと考えている。道路管理者や警察などとの協議の他に、実際に道路を利用される歩行者・自転車利用者などからも意見を聞けるような体制作りをしてもらいたい。また、今回、景観計画で指定する場所について、景観重要樹木である桜を基調とした景観とのことだが、市役所前通りの桜もかなり老木化してきているので、その維持管理等をしっかりと行っていく考えはあるのか。

桜並木の老朽化・維持管理については、道路部中央土木事務所で方針を立てており、危険木の伐採、補植などの考えが示されている。今後は、この方針に基づき、維持管理、保全されていくものと考えている。

今の市役所前通りの空間は、すばらしいのだが、もっと良くなるものと感じている。

景観計画は悪いものは排除できるが、それだけでは良い空間にならないと考えている。色の問題だけでなく、電線類の地中化も良いと思うし、歩行者と自転車が狭い歩道部分を共用している問題や、側道が駐車場として利用されてしまっている問題などもあると思うので、より広々とゆったりと歩きやすい空間になるよう抜本的な改善を検討してほしいと思う。その際には、市民の方や沿道の方々が協力して整備後もメンテナンスをしようと思えるようなプロセスを組み立てて欲しい。

今回の市役所前通りを指定するというのは分かりやすいのだが、他にも地域の景観資源として残したいもの、指定を通じて電柱の地中化や樹木の整備などを進めたいという地域の要望等についても、指定をすることで積極的に施策化していく意図はあるか。

景観計画にて景観形成重点地区の候補を6箇所定めているので、まずはその地区に対し、取り組んでいこうと考えている。

桜並木というのは1年に1週間しか花は咲かないので、咲いてない時にも市民に愛されるような工夫が必要なのだろうと考えており、その為には道路も含めて大きな公園化するような取り組みも考えてほしい。例えば桜が咲いている時期は車を止めてしまうなどの社会実験なども検討するなど、この通り全体の使い方を検討するような流れを期待したい。

博多駅前などでも道路を6車線から3車線に改変して、歩道の幅員を広げ、歩道の真ん中に街路樹が来るような取り組みをしている都市もある。ぜひ検討して取り組んでほしいと思う。

【審議結果】

(1) 議案1号 相模原市都市計画マスタープランの一部改定版(広域交流拠点編)の策定について

賛成多数により原案に同意することに決定した

(2) 町田市との行政境界の変更等に伴う都市計画の変更について

議案2号 相模原都市計画区域の変更(神奈川県指定)について

総員賛成により原案に同意することに決定した

議案3号 相模原都市計画区域区分の変更について

総員賛成により原案に同意することに決定した

議案 4 号 相模原都市計画用途地域の変更について

総員賛成により原案に同意することに決定した

議案 5 号 相模原都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

総員賛成により原案に同意することに決定した

議案 6 号 相模原都市計画道路の変更について

総員賛成により原案に同意することに決定した

議案 7 号 相模原都市計画下水道(第 1 号公共下水道)の変更について

総員賛成により原案に同意することに決定した

(3) 議案 8 号 景観重要公共施設の指定に伴う景観計画の変更案について

総員賛成により原案に同意することに決定した

以 上

第 2 0 3 回相模原市都市計画審議会委員出欠席名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考	出欠
学識経験のある方	青山学院大学社会情報学部社会情報学科教授	飯島 泰裕		欠席
学識経験のある方	麻布大学生命・環境科学部 環境科学科教授	伊藤 彰英		出席
学識経験のある方	東海大学工学部建築学科教授	加藤 仁美		欠席
学識経験のある方	明星大学理工学部総合理工学科教授	西浦 定継	副会長	出席
学識経験のある方	東京工業大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系都市・環境学コース教授	屋井 鉄雄	会 長	出席
学識経験のある方	法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科教授	保井 美樹		出席
学識経験のある方	相模原市農業委員会会長	高橋 三行		出席
学識経験のある方	相模原市農業協同組合専務理事	小清水 忠雄		欠席
学識経験のある方	相模原商工会議所専務理事	座間 進		欠席
学識経験のある方	公益社団法人神奈川県 宅地建物取引業協会常務理事	大塚 亮一		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	小野沢 耕一		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	森 繁之		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	久保田 浩孝		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	長谷川 くみ子		出席
関係行政機関の職員	国土交通省関東地方整備局長	大西 亘		欠席
関係行政機関の職員	神奈川県警察本部交通部長	小田 重人		欠席
市の住民の代表	相模原市自治会連合会副会長	草野 寛		欠席
市の住民の代表	公募委員	加藤 尚子		出席
市の住民の代表	公募委員	北島 正一		出席
市の住民の代表	公募委員	佐野 仁昭		出席